

新潟県過疎地域における工場等の誘致等に関する条例施行規則をここに公布する。

令和3年7月16日

新潟県知事 花角 英世

新潟県規則第45号

新潟県過疎地域における工場等の誘致等に関する条例施行規則の制定

(趣旨)

第1条 この規則は、新潟県過疎地域における工場等の誘致等に関する条例（令和3年新潟県条例第28号。以下「条例」という。）第2条第1項及び第6条の規定に基づき、必要な事項を定めるものとする。

(課税免除基準)

第2条 条例第2条第1項の規則で定める基準は、次のとおりとする。

- (1) 工場等の立地が、当該地域における安定的な雇用機会の拡充等地域社会の発展に寄与するものであること。
- (2) 工場等の立地が、当該地域の土地利用計画、振興に関する計画等に適合するものであり、かつ、当該地域の産業の発展に支障を来さないものであること。
- (3) 工場等が、公害を発生させるおそれのないもの又は公害の発生を未然に防止するために必要な措置を講じているものであること。

(課税免除の申請又は申告)

第3条 条例第2条第1項の規定により県税の課税免除を受けようとするときは、次の表の左欄に掲げる県税の区分に応じ、同表の中欄に掲げる日までに、それぞれ同表の右欄に掲げる申請書又は申告書に別記第1号様式による事業計画書を添えて所管する地域振興局長に提出しなければならない。

個人事業税	課税免除を受けようとする年度に係る申告書の提出期限	個人事業税課税免除申請書（別記第2号様式）
法人事業税	課税免除を受けようとする事業年度の申告書の提出期限	法人事業税課税免除適用申告書（中間、確定、修正）（別記第3号様式） 法人事業税課税免除適用申告書（予定）（別記第4号様式）
不動産取得税	個人にあつては課税免除を受けようとする不動産を事業の用に供した日の属する年に係る事業税の申告書の提出期限、法人にあつては課税免除を受けようとする不動産を事業の用に供した日の属する事業年度に係る事業税の申告書の提出期限	不動産取得税課税免除申請書（別記第5号様式）
固定資産税	課税免除を受けようとする年度に係る申告書の提出期限	固定資産税課税免除申請書（別記第6号様式）

2 地域振興局長は、前項の申請書を受理したときは、これを審査の上、課税免除の可否を決定し、その旨を書面により申請者に通知するものとする。

第4条 条例第3条第1項の規定による事業税の課税免除を受けようとする者は、課税免除を受けようとする年度に係る申告書の提出期限までに、別記第7号様式による個人事業税課税免除申請書を地域振興局長に提出しなければならない。

2 前条第2項の規定は、前項の規定による申請があつた場合に準用する。

(承継)

第5条 合併その他の理由により、工場等の取得等をした者から当該工場等に係る事業を承継した者が条例第2条に規定する奨励措置を受けようとするときは、事業を承継した日から30日以内に、別記第8号様式により地域振興局長に届け出なければならない。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(この規則の失効)

2 この規則は、令和13年3月31日限り、その効力を失う。

(経過措置)

- 3 条例附則第3項の規定によりなおその効力を有することとされる旧新潟県過疎地域における工場等の誘致等に関する条例（平成12年新潟県条例第74号）第2条及び第5条の規定（以下この項において「旧条例の規定」という。）に基づく旧新潟県過疎地域における工場等の誘致等に関する条例施行規則（平成12年新潟県規則第136号）の規定は、同規則の失効後も、旧条例の規定が効力を有する限りにおいて、なおその効力を有する。
- 4 前項に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な経過措置は、別に定める。

別記

第1号様式（第3条関係）

事業計画書

- 1 工場等の名称（新設・増設・その他）
- 2 工場等の設置（予定）地
- 3 工場等の業種、内容及び能力
- 4 工場等の建設期間等

着手（予定）年月日	完了（予定）年月日	事業開始（予定）年月日

- 5 計画投下固定資産額

(1) 土地	(2) 建物及びその附属設備	(3) 租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第12条第3項の表の第1号の中欄又は第45条第2項の表の第1号の中欄に掲げる事業の用に供する設備で同法第12条第3項の表の第1号の下欄又は第45条第2項の表の第1号の下欄の規定の適用を受けるもののうち(2)以外のもの	合計
円	円	円	円

(2)及び(3)の計	円
------------	---

- 6 工場等の取得等に関する計画 別紙1のとおり
- 7 便宜供与要望事項 別紙2のとおり
- 8 この事業計画に係る連絡先

住所又は所在地	
氏名又は名称	
担当者職氏名	
電話番号	

- 9 添付書類

- (1) 取得等をする工場等の位置図及び配置図
- (2) 法人にあつては、定款又は寄付行為の写し及び登記事項証明書

工場等の取得等に関する計画

1 投下する固定資産の内訳

種 別	項 目	数 量	価 額 (円)	備 考
土 地	土 地 代 金			
	整 地 費			
	そ の 他			
	小 計			
建物及びその附属設備	工 場 等			
	事 務 所			
	そ の 他			
	小 計			
構 築 物				
機 械 及 び 装 置				
船 舶				
航 空 機				
車 両 及 び 運 搬 具				
工 具、器 具 及 び 備 品				
合 計				
公害防止施設に要する費用				

2 雇用計画（常用雇用者数）

区 分	取得等をする前の人数 (年 月 日現在)	事業開始日までの人員計画			事 業 開 始 日 に お け る 予 定 人 員
		他 の 工 場 等 か ら の 転 用	新 採 用	小 計	
管 理 部 門					
事 業 部 門					
そ の 他					
計					

3 工業用水計画

(1) 水源別工業用水使用量

単位 m³/日

上水道	工業用水道	河川水	井戸水	その他	回収水	海水	計

(2) 使用別工業用水内訳

単位 m³/日

用途 区分	ボイラー	原料用	製品 処理用	洗浄用	温調用	その他	計
取得等をする工場用							
既設工場用							

5

4 公害防止計画

種類	発生源	程度	防除方法及び効果	経費
騒音				円
振動				
臭気				
排気				
排ガス				
ばい煙				
排水				
その他				

5 企業の概要

(主たる事業、資本金の額又は出資金の額並びに支店、既設工場等及び事業所の名称、所在地、事業内容、能力、工程、従業員数等)

6 取得等をする工場等に係る事業計画及び事業収支見込み

便宜供与要望事項

要望する便宜供与の内容（工事内容等）	期間又は時期	予想金額（円）

第2号様式（第3条関係）

付
受 ○ 印

個人事業税課税免除申請書

納税義務者	住所	屋号		
		電話番号		
	ふりがな 氏名	-----	業種	
課税免除の適用を受ける設備	名称			
	所在地			
	事業の用に供した日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
	課税免除の適用年分	第 年分	第 年分	第 年分
備考				

新潟県過疎地域における工場等の誘致等に関する条例施行規則第3条第1項の規定により、個人事業税の課税免除を申請します。

年 月 日

地域振興局長 様

住所
氏名

注 次の書類を添付すること。

- 1 事業計画書（別記第1号様式）
- 2 新潟県過疎地域における工場等の誘致等に関する条例第2条第1項に規定する設備の取得等をしたことを明らかにする書類
 - (1) 所得税法（昭和40年法律第33号）第2条第1項第37号に規定する確定申告書の写し及び同法第149条の規定による青色申告書に添付すべきこととされている書類の写し
 - (2) 租税特別措置法第12条第5項において準用する同法第11条第3項に規定する特定設備等の償却費の額の計算に関する明細書
 - (3) 所得税法施行令（昭和40年政令第96号）第6条第1号から第7号までに掲げる設備の取得価額の合計額が過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第24条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令（令和3年総務省令第31号）第1条第1号イ(1)又は(2)に定める額以上であることを証する書類
 - (4) その他地域振興局長が必要と認める書類

個人事業税の課税標準の分割に関する明細書

設備の名称	事業年度中の月末・期末の従業者数等		月末現在の従業者数(7)												氏名		事業税の課税標準の分割の基礎 (7)の算式		
	従業者の従事区分	従業者数等	計												期末現在の従業者数(1)	従業者数(7)			
			1月末	2月末	3月末	4月末	5月末	6月末	7月末	8月末	9月末	10月末	11月末	12月末					
取得等をした設備	取得等をした設備に直接従事する従業者	①	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	
		取得等をした設備に伴う事務職員等	②																
	取得等をした設備に直接従事する従業者	③																	
		取得等をした設備に伴う事務職員等	④																
	取得等をした設備に直接従事する従業者	⑤																	
		取得等をした設備に伴う事務職員等	⑥																
	小計	取得等をした設備に直接従事する従業者	⑦																
		取得等をした設備に伴う事務職員等	⑧																
	新潟県内に有する事務所又は事業所の従業者で①から⑥までに掲げる者以外の者		⑨																
	合計		⑩																

注 この付表は、個人事業税課税免除申請書に添付して2通提出すること。

(表)

記入上の注意

- 1 この付表には、申請者が新潟県内に有する事務所又は事業所の従業者の数を記入すること。この場合において、「従業者」の意義は、地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号）第6条の2の2第1項に定めるところによる。
 - 2 ①から⑥までの(ア)欄には、取得等をした設備ごとく、新規採用、配置転換等を問わず、各月末現在の従業者数を記入すること。一の従業者が2以上の取得等をした設備に従事している場合は、重複して計上することなく、勤務時間その他の事情を考慮して各欄に適宜振り分けて計上すること。
 - 3 ③の(ア)欄には、新潟県内に有する事務所又は事業所の従業者で①から⑥までに掲げる者以外の各月末現在の従業者数を記入すること。
 - 4 ①から⑥まで及び⑨の(イ)欄には、所得税の課税標準の算定期間（以下「算定期間」という。）の末日現在の従業者数を上記2及び3に準じて記入すること。
 - 5 ①から⑥まで及び⑨の(ウ)欄には、(イ)欄の従業者数（次の(1)から(3)までに掲げる設備にあっては、それぞれの算式によって算出した従業者数（その数に1人に満たない端数を生じたときは、これを1人とする。））を記入すること。なお、月数は、暦に従って計算し、1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とする。
 - (1) 算定期間の中で取得等をした設備
$$\frac{\text{当該設備を事業の用に供した日から算定期間の末日までの月数}}{\text{算定期間の月数}} \times (\text{イ}) \text{欄の従業者数} \times$$
 - (2) 算定期間の中で廃止した設備
$$\frac{\text{算定期間の初日から当該設備を廃止した日までの月数}}{\text{算定期間の月数}} \times$$
- (3) 算定期間の各月の末日現在の従業者数のうち最も多い数が最も少ない数の2倍を超える設備
$$\frac{\text{算定期間の各月の末日現在の従事者数を合計した数}}{\text{算定期間の月数}}$$

(裏)

第3号様式（第3条関係）

		整理番号	※			管理番号	※		
※ 処理事項	発信年月日		確認欄			精査 検算	台帳 登載		
	通信日付印	確認印			担当				
	年 月 日								
付 受 ○ 印 年 月 日 地域振興局長 様	所在地	事業種目							
	法人名	資本金の額又は 出資金の額			円				
	代表者 氏名	この申告に 応答する 係及び 担当者 氏名			係				
	経理責任者 氏名	電話番号							
法人事業税課税免除適用申告書 (中間 確定 修正) 年 月 日から 年 月 日までの事業年度分									
事業の区分	地方税法第72条の2第1項 (第1号 第2号 第3号) に掲げる事業								
新潟県分の所得金額の総額	円								
新潟県分の収入金額の総額	円								
摘要	課税免除の適用 部分の課税標準	その他の部分							
		課税標準	税率	税額					
所得 割	年400万円以下の金額								
	年400万円を超え年800 万円以下の金額								
	年800万円を超える金額								
	合計								
	軽減税率不適用法人の 金額又は地方税法第72 条の2第1項第3号に 掲げる事業に係る金額								
付加価値割	/								
資本金割	/								
収入割	/								
事業税額計					(ア)				
既に納付の確定した当期分の事業税額							(イ)		
この申告により納付すべき事業税額					(ア) - (イ)				
還付請求税額									
備考									

(表)

- 注 1 この申告書は、新潟県過疎地域における工場等の誘致等に関する条例の課税免除の規定を適用して事業税を申告納付する場合に、地方税法施行規則第6号様式又は第6号様式（その2）による申告書と同時に地域振興局長に正副2通を提出すること。
- 2 地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の2第1項第1号に掲げる事業と同項第3号に掲げる事業とを併せて行う法人及び同項第2号に掲げる事業と同項第3号に掲げる事業とを併せて行う法人にあっては、それぞれの事業に係る課税標準額の計算の別を明らかにして記載し、それぞれの事業ごとに提出すること。
- 3 地方税法第72条の2第1項第1号に掲げる事業、同項第2号に掲げる事業及び同項第3号に掲げる事業を併せて行う法人にあっては、各事業に係る課税標準額の計算の別を明らかにして記載し、同項第1号に掲げる事業及び同項第2号に掲げる事業と同項第3号に掲げる事業とに分けて提出すること。
- 4 次の書類を添付すること。
- (1) 事業計画書（別記第1号様式）
- (2) 新潟県過疎地域における工場等の誘致等に関する条例第2条第1項に規定する設備の取得等をしたことを明らかにする書類
- ア 法人税法（昭和40年法律第34号）第2条第31号に規定する確定申告書の写し
- イ 法人税法施行規則（昭和40年大蔵省令第12号）別表16(1)又は(2)及び特別償却の付表であってこの申告に関するものの写し
- ウ 法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第13条第1号から第7号までに掲げる設備の取得価額の合計額が過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第24条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令第1条第1号イ(1)又は(2)に定める額以上であることを証する書類
- エ その他地域振興局長が必要と認める書類

記入上の注意

- 1 ※印欄は、記入することを要しない。
- 2 「事業の区分」欄は、事業の区分に応じ、「第1号」、「第2号」又は「第3号」の該当するものを○印で囲むこと。
- 3 「新潟県分の所得金額の総額」欄及び「新潟県分の収入金額の総額」欄は、非分割法人にあっては地方税法の規定によって算出した課税標準を、分割法人にあっては同法第72条の48第1項の規定により分割した課税標準を記入すること。したがって、この金額は、地方税法施行規則第6号様式又は第6号様式（その2）の課税標準と一致するものである。
- 4 「課税免除の適用部分の課税標準」欄及び「その他の部分」の「課税標準」欄は、それぞれ付表1の⑤及び⑥欄の課税標準を移記すること。
- 5 「既に納付の確定した当期分の事業税額」欄の税額は、この申告書を提出する日の前日までに納付した税額及び納付すべきことが確定した税額を記入すること。

(裏)

記入上の注意

- 1 「事業の区分」欄は、事業の区分に応じ、「第1号」、「第2号」又は「第3号」の該当するものを○印で囲むこと。
- 2 ①欄の「課税標準」、「税率」及び「税額」は、地方税法施行規則第6号様式の「所得割」欄(㉗)欄を除く。)若しくは「収入割」欄(㉘)欄を除く。)又は第6号様式(その2)の「所得割」欄(㉗)欄及び㉘)欄を除く。)の「課税標準」、「税率」及び「税額」を移記すること。
- 3 ②から④までの各欄には、課税免除の適用を受ける設備の名称を記入すること。
- 4 「固定資産の価額又は従業員数」欄には、その行う主たる事業が電気供給業(電気事業法(昭和39年法律第170号)第2条第1項第2号に規定する小売電気事業(これに準ずるものを含む。)を除く。以下同じ。)、ガス供給業又は倉庫業の法人の場合は申告者が新潟県内に有する事務所又は事業所の固定資産の価額(主たる事業が電気供給業又はガス供給業の法人にあっては、当該固定資産の価額のうち製造事業用、情報サービス業等用、農林水産物等販売業用又は旅館業用の設備に係る固定資産の価額)を記入し、それ以外の法人の場合は申告者が新潟県内に有する事務所又は事業所の従業員数を次の要領で記入すること。この場合において、「固定資産の価額」及び「従業員」の意義は、地方税法施行規則第6条の2の2に定めるところによる。
 - (1) ②から⑤まで及び㉗)の各欄には、それぞれ付表2の①、③、⑤、⑦及び㉘)の(㉙)欄に数値の記入がある場合は、(㉙)欄の数値を移記すること。
 - (2) ⑥欄には、付表2の⑧及び㉑)の(㉙)欄の数値の合計数を記入すること。
- 5 ②から④まで及び㉗)の各欄の課税標準は、①欄の課税標準を、「固定資産の価額又は従業員数」欄の固定資産の価額又は従業員数によってあん分して記入すること。この場合において、その額に1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てること。
- 6 税額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てること。

(裏)

付表2

新潟県内に有する事務所又は事業所の従業者の内訳

法人名	事業年度	年 年	月 月	日 日	事業の区分	第1号 第2号 第3号		に掲げる事業			
						事業税の課税標準 の分割の基礎	従業者数 (ウ)の算式	従業者数 (エ)	従業者数		
事業年度中の月末・期末 の従業者数等		月末現在の従業者数(7)				期末現在の 従業者数 (イ)					
設備 の名称	従業者の従事区分		月 末	月 末	月 末	月 末	月 末	月 末	計	月 末	月 末
	取得等をした設備	取得等をした設備に直接 従事する従業者 ①		人	人	人	人	人	人	人	人
取得等をした設備に伴う 事務職員等 ②											
取得等をした設備に直接 従事する従業者 ③											
取得等をした設備に伴う 事務職員等 ④											
取得等をした設備に直接 従事する従業者 ⑤											
取得等をした設備に伴う 事務職員等 ⑥											
取得等をした設備に直接 従事する従業者 ⑦											
取得等をした設備に伴う 事務職員等 ⑧											
小 計											
新潟県内に有する事 務所又は事業所の従 業者で①から⑥まで に掲げる者以外の者	地方税法第72条の48第4 項第1号に規定する事業 所等の従業者 ⑨										
	⑨以外の従業者 ⑩										
合 計 (⑦+⑧+⑩)	⑪										
	⑫										

注 この付表は、付表1に掲げる従業者数の算出の明細をなすものであり、付表1に添付して2通提出すること。なお、その行う主たる事業が電気供給業、ガス供給業又は倉庫業の法人にあっては提出することを要しない。

(表)

記入上の注意

- 1 「事業の区分」欄は、事業の区分に応じ、「第1号」、「第2号」又は「第3号」の該当するものを○印で囲むこと。
- 2 ①から⑥までの(ア)欄には、取得等をした設備ごとに、新規採用、配置転換等を問わず、各月末現在の従業員数を記入すること。一の従業員が2以上の取得等をした設備に従事している場合は、重複して計上することなく、勤務時間その他の事情を考慮して各欄に適宜振り分けて計上すること。
- 3 ⑨及び⑩の(ア)欄には、新潟県内に有する事務所又は事業所の従業員の数で①から⑥までに掲げる者以外の各月末現在の従業員数を記入すること。
- 4 ①から⑥まで、⑨及び⑩の(イ)欄には、法人税の課税標準の算定期間（以下「算定期間」という。）の末日現在の従業員数を上記1及び2に準じて記入すること。
- 5 ①から⑥まで、⑨及び⑩の(ロ)欄には、(イ)欄の従業員数（次の(1)から(3)までに掲げる設備にあっては、それぞれの算式によって算出した従業員数（その数に1人に満たない端数を生じたときは、これを1人とする。））を記入すること。なお、月数は、暦に従って計算し、1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とす

(1) 算定期間の中で取得等をした設備

$$(イ) \text{ 欄の従業員数} \times \frac{\text{当該設備を事業の用に供した日から算定期間の末日までの月数}}{\text{算定期間の月数}}$$

(2) 算定期間の中で廃止した設備

$$\frac{\text{廃止した日の属する月の前月末現在の従業員数} \times \text{算定期間の初日から当該設備を廃止した日までの月数}}{\text{算定期間の月数}}$$

(3) 算定期間の各月の末日現在の従業員数のうち最も多い数が最も少ない数の2倍を超える設備

$$\frac{\text{算定期間の各月の末日現在の従業員数を合計した数}}{\text{算定期間の月数}}$$

6 (エ)欄は、資本金の額又は出資金の額が1億円以上の法人に限り次の要領で記入すること。

- (1) ①から⑥までの(エ)欄には、取得等をした設備が製造業を行う法人の工場である場合は(ウ)欄の数値に(ウ)欄の数値が奇数である場合には、当該数値に1を加えた数値)の2分の1に相当する数値を加えた数値、それ以外の設備である場合は(ウ)欄の数値を記入すること。
- (2) ⑨の(エ)欄には、(ウ)欄の数値に(ウ)欄の数値が奇数である場合には、当該数値に1を加えた数値)の2分の1に相当する数値を加えた数値を記入すること。
- (3) ⑩の(エ)欄には、(ウ)欄の数値を記入すること。

(裏)

第4号様式（第3条関係）

		整理番号	※	管理番号	※			
付 受 ○ 印	※ 処理事項	発信年月日		確認欄		精査	台帳	
		通信日付印	確認印		担当	検算	登載	
		年 月 日						
年 月 日 地域振興局長 様	所在地			事業種目				
	法人名			資本金の額又は 出資金の額		円		
	代表者 氏名			この申告に応答する 係及び担当者氏名		係		
	経理責任 者氏名			電話番号				
法人事業税課税免除適用申告書（予定）								
年 月 日から 年 月 日まで の事業年度分								
事業の区分	地方税法第72条の2第1項		第1号 第2号 第3号	に掲げる事業				
この申告の期間	前事業年度の期間		前事業年度の事業税額	納付すべき事業税額				
年 月 日から 年 月 日まで	年 月 日から 年 月 日まで		円	円				
前事業年度の事業税の明細書								
摘 要		課税免除の適用 部分の課税標準		その他の部分				
				課税標準	税率	税額		
所得 割	年400万円以下の金額							
	年400万円を超え年800万円以下の金額							
	年800万円を超える金額							
	合計							
	軽減税率不適用法人の金額又は地方税法第72条の2第1項第3号に掲げる事業に係る金額							
付加価値割								
資本金割								
収入割								
合計事業税額								
備考								

(表)

- 注 1 この申告書は、新潟県過疎地域における工場等の誘致等に関する条例の課税免除の規定を適用して事業税を申告納付する場合に、地方税法施行規則第6号の3様式又は第6号の3様式（その2）による予定申告書と同時に地域振興局長に正副2通を提出すること。
- 2 地方税法第72条の2第1項第1号に掲げる事業と同項第3号に掲げる事業とを併せて行う法人及び同項第2号に掲げる事業と同項第3号に掲げる事業とを併せて行う法人にあつては、それぞれの事業に係る課税標準額の計算の別を明らかにして記載し、それぞれの事業ごとに提出すること。
- 3 地方税法第72条の2第1項第1号に掲げる事業、同項第2号に掲げる事業及び同項第3号に掲げる事業を併せて行う法人にあつては、各事業に係る課税標準額の計算の別を明らかにして記載し、同項第1号に掲げる事業及び同項第2号に掲げる事業と同項第3号に掲げる事業とに分けて提出すること。

記入上の注意

- 1 ※印欄は、記入することを要しない。
- 2 「事業の区分」欄は、事業の区分に応じ、「第1号」、「第2号」又は「第3号」の該当するものを○印で囲むこと。
- 3 「納付すべき事業税額」欄には、地方税法第72条の26第1項から第4項まで及び第6項の規定によって算出した事業税額を記入すること。

(裏)

第5号様式（第3条関係）

不動産取得税課税免除申請書

不動産の 取得者	住所							
	氏名又は名称							
課税免除を受けようとする不動産								
土 地	所在地	地目	取得面積		左のうち 申請面積		申請部分の 用途	取得年月日
			登記	実測	登記	実測		建設着手 (予定)年月日
			m ²	m ²	m ²	m ²		. .
								. .
								. .
								. .
家 屋	所在地	用途	構造	床面積	左のうち 申請面積	取得年月日		
						事業供用 (予定)年月日		
					m ²	m ²		. .
								. .
								. .
								. .
申請前 の課税	課税年度	納税通知書番号		納期限		税額		
	年度	第 号		年 月 日				

新潟県過疎地域における工場等の誘致等に関する条例施行規則第3条第1項の規定により、不動産取得税の課税免除を申請します。

年 月 日

地域振興局長 様

申請者

注 次の書類を添付すること。

- 1 事業計画書（別記第1号様式）
- 2 家屋及び土地の取得価額及び取得年月日を証する書類
- 3 家屋及び土地の登記事項証明書
- 4 家屋の建設に着手したことを証する書類

固定資産税課税免除申請書

住 所		
氏名又は名称		
資産の種類	大規模償却資産申告書の価額	課税免除の適用を受ける 大規模償却資産の価額 (付表(ケ)欄の価額)
構 築 物	円	円
機 械 及 び 装 置		
船 舶		
航 空 機		
車 両 及 び 運 搬 具		
工 具、器 具 及 び 備 品		
計		

新潟県過疎地域における工場等の誘致等に関する条例施行規則第3条第1項の規定により、固定資産税の課税免除を申請します。

年 月 日

地域振興局長 様

申請者

注 次の書類を添付すること。

- 1 事業計画書（別記第1号様式）
- 2 大規模償却資産の取得価額及び取得年月日を証する書類

記入上の注意

- 1 「種類」欄には資産の種類（構築物、機械及び装置、船舶、航空機、車両及び運搬具並びに工具、器具及び備品）を記入し、資産の種類ごと合計額を記入すること。
- 2 「設備の種類」欄、「構造又は用途」欄、「細目」欄及び「耐用年数」欄には、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）別表第1、別表第2、別表第5から別表第9に掲げる「設備の種類」、「構造又は用途」、「細目」及び「耐用年数」を記入すること。
- 3 「減価残存率」欄の「減価率」は、資産の耐用年数に応じ、地方税法第388条第1項の規定に基づく固定資産の評価の基準並びに評価の実施の方法及び手続（昭和38年12月自治省告示第158号）別表第15から求めること。
- 4 「 年1月1日現在の帳簿価額」欄には、所得税法又は法人税法の規定による所得の計算上損金又は必要経費として控除すべき減価償却費の計算の基礎となるべき1月1日現在における償却資産の価額を記入すること。

(裏)

第7号様式（第4条関係）

付
受 ○ 印

個人事業税課税免除申請書

事業所所在地			
氏 名		業 種	畜産業 水産業
年分	所得金額		円
課税免除を受けた最初の年度			年度
事業主及びその同居の親族の労働日数 (付表(ア)欄の日数)		(ア)	日
延べ労働日数 (付表(イ)欄の日数)		(イ)	日
事業主及びその同居の親族の労働日数の割合		$\frac{(ア)}{(イ)} \times 100$	%

新潟県過疎地域における工場等の誘致等に関する条例施行規則第4条第1項の規定により、個人事業税の課税免除を申請します。

年 月 日

地域振興局長 様

住 所
氏 名

- 注 1 「所得金額」欄には、事業主控除前の所得金額を記入すること。
 2 「課税免除を受けた最初の年度」欄は、初めて課税免除の申請をする者は記入しないこと。

事業を行った労働日数の内訳書

氏名	年齢	事業主との続柄	月別事業従事日数																
			1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	計				
		本 人																	
計		人																	(7)
氏名	年齢	住 所	月別事業従事日数																
			1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	計				
計		人																	(4)
合 計		人																	

注 「親族」とは、配偶者、6親等内の血族及び3親等内の姻族をいう。

第8号様式（第5条関係）

事業承継届

年 月 日

地域振興局長 様

住 所
氏 名
〔法人にあつては、名
称及び代表者の氏名〕

下記のとおり工場等に係る事業を承継したので、新潟県過疎地域における工業等の誘致等に関する条例施行規則第5条の規定により届け出ます。

記

- 1 工場等の名称
- 2 工場等の所在地
- 3 被承継者
 - (1) 住所
 - (2) 氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）
- 4 承継の原因
- 5 承継年月日
年 月 日
- 6 承継後の工場等の業種、内容及び能力

注 承継を証する書類を添付すること。